



狛江市コミュニティ・スクール
イメージキャラクター
コミュにゃん

コミュニティ・スクール通信 NO.2

—学校運営協議会の設置と役割—

発行日/令和4年7月1日 発行者/学校教育課 担当/地域学校連携支援マネージャー石谷

狛江市におけるコミュニティ・スクールの周知と推進を図るため、「コミュニティ・スクール通信」と題して、シリーズ(月1回発行)でお知らせします。今号は、「学校運営協議会の設置と役割」と題して、基本の「基」に迫ります。

学校運営連絡協議会との違いって何？

狛江市では、**学校運営協議会**を「中学校区を中心としたゾーンごと」に4つ設置したことにより、本市の全小中学校がコミュニティ・スクールとなりました。今号では、その学校運営協議会について書きます。



これまでの学校運営連絡協議会との大きな違いですが、今回導入される学校運営協議会は、法律で規定されている会議体になります。学校に対するアドバイザー的立場から、学校運営の当事者となって参加いただきます。

その他、学校運営協議会は

○委員は、校長の推薦を受け、狛江市教育委員会が任命します。

○学校運営協議会は、互選によって会長、副会長を置きます。会長は、学校運営協議会を招集、運営する立場にあります。会長は、会議を進行し、意見をまとめます。副会長は、会長の補佐及び代理を行います。

○学校運営協議会は、学校を核とした地域づくりの推進として、開かれた学校から一歩踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」に転換を図ります。

○学校運営協議会は、地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制」を構築します。

学校運営協議会の基本的役割

学校運営協議会委員は、地域住民、保護者、学校運営に資する活動を行う者等で構成されますが、本市においては、その役割は大きく3つあります。

①校長が説明する各学校の学校運営の基本方針を承認する。

②保護者や地域住民等の意向が学校運営に反映するように意見を述べる。

③ゾーンの特色、課題、目標など、熟議し設定する。

その他、地域コーディネーターと協力しながら、具体的な取組みの企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進する役割も担っています。学校を応援し、小中連携をより一層深めた特色ある学校づくりを進めるためです。

次回は、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部(活動)の一体的推進についてお知らせします。